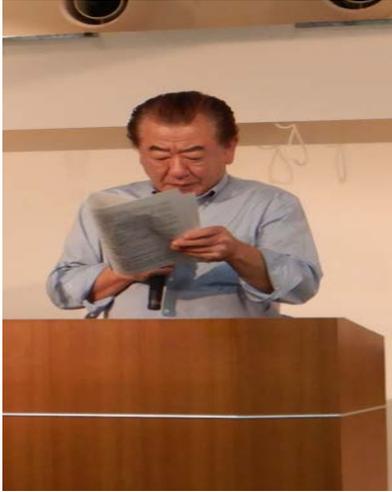


青年部秋闘学習会

12月4日に青年部秋闘学習会を開催してきました。本部青年部6名を含む39名の仲間と共に「2019賃金確定闘争の妥結内容と今後の課題について」基本組織より多田書記長を講師に招き、講演をいただきました。講演では、今確定闘争の妥結結果について簡単に説明された後、確定闘争におけるこれまでの課題として、都から区に身分移管ことにより生じた切り替え調整号数の問題やこの間の昇任資格基準の変遷など、これまでの確定闘争の経過や歴史について学ぶことができました。最後に今後の課題として、定年延長制度を含む高齢期雇用問題や特例措置の継続について話され、組織全体で取り組んでいく意思統一を図ってきました。



講演をされる
講師の多田書記長

～学習会に参加し真剣に取り組む多くの仲間～

近年、多くの新規採用を勝ち取る支部が増えたことで、多くの仲間が活動に参加しています。また講演中では、参加者一人ひとりが集中して講演を聞いており、これから組織を担っていく青年たちの知識の向上・意識の強化に繋がってきています。

引き続き青年部は、組織の強化・運動の前進を目指した取り組みを進めていきます。



☆2019賃金確定闘争のおさらい☆

【今確定闘争の妥結結果】

- ①給与改定は勧告通り実施。
- ②月例給は（公民較差△2235円△0.58%）引下げ。
- ③一時金は年間支給月数を0.15月引上げ4.65月とし、今年度については12月期の勤勉手当の支給月数を0.15月引上げとする。
- ④給料改定による所要の調整は行わない
- ⑤今年度の定年退職者等に係る退職手当は、給与改定に伴う影響を考慮し、激変緩和措置を行う。
- ⑥技能主任の任用資格基準を16年から4年短縮し12年とする。（経過措置あり）
- ⑦勤務成績評定区分を「統括技能長、技能長、担当技能長」、「技能主任」の区分に分ける。判定期間は2020年1月1日から、2021年6月の支給から適用。
- ⑧技能系職種における障がい者を対象とする採用選考の導入。
- ⑨東京都・特別区一般職員人事交流実施基準の改正。